

令和８年あきる野市農業委員会 ６月総会議事録

令和８年６月２５日（木）午後１時３０分、令和８年あきる野市農業委員会６月総会は、あきる野市役所５階、５０３会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 戸田崇史 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第１号議案 | 農地法第３条の規定による許可申請の許可について |
| 第２号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第３号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後１時２８分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻前ですが、皆様お揃いですので、始めたいと思います。最初に報告で、５月２８日に６月議会が開催されまして、農業委員の任命について上程されまして、全員賛成で任命されましたのでご報告させていただきます。それでは定刻となりましたので、これより令和８年あきる野市農業委員会６月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。皆様お忙しいところ、農業委員会総会にお集まりいただきましてありがとうございます。最近のこのはっきりしない天気でも朝のうちはかなり雨が降っていて、畑が一段落といたしますか、休めて良いような、施設の人はなかなかそうはいかないんでしょうけれども、露地でやっている方々は少しお休みして、総会で活発な意見を出していただけると助かります。今日はそんなに案件もありませんので、活発な意見を出していただきまして、よい議論ができますように、よろしくお願いします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) 諸報告、５月２７日にＪＡあきがわ本店で開催された西多摩地区別検討委員会に私と事務局長が出席しました。また、６月１７日に立川市で開催された「一般社団法人 東京都農業会議 第１３９回通常総会」に私と事務局長が出席しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は山崎勇委員と橋本委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第４条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員１４名、推進委員６名の合計２０名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日は、ご本人お呼びしている案件が２件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、第１号議案、収受３８について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書１ページ目をご覧ください。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について。農地法第３条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和８年６月２５日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第１号議案・収受３８ 朗読)

(議長) 続きまして、収受３８について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) 説明させていただきます。６月１９日に栗原委員と事務局２名と私の４人で現地を調査しております。地図のほうは７ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

特に作付けはありません。ユズの木が一本と、サクラの木が一本あります。下草の方はきれいに刈られておりました。譲受人の〇〇さんですけれど、こちらの方、獣害がかなり酷いので、なるべく獣害の少ないようなユズを中心とした柑橘系の果樹を栽培していきたいと考えているようであります。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見
ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ご本人がいらっしやっていますので、ぜひ
質問等、お願いいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と、今後の
計画等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) △△△の△△といっても、△△△高校の裏の字△△の方に住んでおります〇〇と申し
ます。よろしくお願いいたします。私、実家が□□なのですが、今は何年も前に出ておりま
して、その実家を人に借りていただいている状況なんですけれど、私の実家の前の土地を今
回購入させていただいて何が出来るか、まだ分からないんですけど、□□地区の活性化とい
うか、そういうものに少しでも役に立つことができたらしめて。買い求めた土地に、
果樹など植えて、少しでも地域の皆さんと一緒に過ごしたりとか、協力したり、少しでも□
□地区の力になればという思いで、以上のことになりました。皆さんに教えていただいた
り、ご協力いただくことも多々あろうかと思います。これからぜひよろしくお願いいたします
す。

(議長) ありがとうございます。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ござ
いますか。

(山崎勇委員) どうもご苦労様です。5月19日に現地の調査しました山崎です。地元出身とい
うことで、ご承知かと思いますが、猿の被害があると思いますので、それでも□□地区でや
っている農家さんも居ますので、色々と教えていただきながら、めげずに頑張っていただき
たいと思います。以上です。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。今までに農業の経験はございますか？

(〇〇氏) 特にないんですけど、ただ実家にいるときに、裏に畑がありまして、そこで父や母に
教えていただきながら、野菜等を育てたり、鍬で畑を耕したりとか、その程度のことはござ
います。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。本日はお忙しいところ、どうもありがと
うございました。

(〇〇氏) ありがとうございます。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(平野委員) 実家の畑は誰の所有？

(議長) ◇◇◇◇番の裏にあるのかと。

(山崎勇委員) 百姓はやっていないので、果樹くらいやってみようとのこと。

(嶋崎委員) ここは人が住んでいるの？

(山崎勇委員) ここは、まあまあ居る。キノコ屋さんがあってガスの修繕に来ていたので、まだ
やっているのだと思う。

(嶋崎委員) 街並みがあるんですね。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか。収受 38 の農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして第 3 号議案、番号 1 から 2 については、関連案件のため、一括で審議いたします。それでは、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 5 ページ目をご覧ください。第 3 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和 8 年 6 月 25 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 3 号議案・番号 1 朗読)

(第 3 号議案・番号 2 朗読)

(議長) 続きまして、番号 1、2 について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) 番号 1 について説明させていただきます。先日 5 月 19 日に事務局 2 名、嶋崎委員と私の 4 名で現地を確認しました。地図のほうは 13 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑につきましては 5 筆ありますが、すべて同じ現況で草丈が 20 センチから膝ぐらいありますが、草を刈り、2 度くらい耕耘されれば作付け可能かと思われます。おそらく毎年草刈り等の管理はされていたと思われます。番号 2 について、左側の黒く塗られた畑については、4 筆すべてがブルーベリー園として摘み取りなどの経営がされていた様子です。畑の周りには単管パイプの柵で囲われておりまして、ネットが張られていたようですが、ネットはかなり破れているというふうな状況であります。また畑の中にも大きなクワの木があつて、7、8 メートルぐらいの高さのある大きな木になってしまっております。また、葛葉づるが一面生い茂っておりまして、畑には太陽の光が全く入らないような状況でございます。借受人が次に何を作付けするにも大型の機械を入れて整備する必要があると思われるような状況であります。ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

(堀江委員) 借受人は〇万平米すでに借りられていますが、何をされている方ですか。

(事務局) 基本的には〇〇〇を拠点にネギを育てていらっしゃる方で、△△△や□□□や◇◇◇などで農地を借りていて、その面積の総合計になります。

(堀江委員) 機械なども持っている？

(事務局) ユンボとか整地する機械なども持っていらっしゃいます。

(平野委員) 〇〇〇の〇〇地区でかなりネギを作付けしていて、機械なども持っていて、人もいます。開墾は実費でやるんですか？

(事務局) ご自分で実費でやられるみたいです。

(大福委員) ここは前、●●の法人が興味を示した所ですね？

(事務局) はい。残念ながらお話まとまらず、今回▲▲さんに。

(大福委員) はい、分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ご本人がいらっしゃっていますので、ぜひ質問等、お願いいたします。

(▲▲氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と、今後の計画等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(▲▲氏) ○○○で農業をしております▲▲と申します。○○○で就農して5年目に入ったところです。最初○○○で就農したんですけれども、ある程度規模の大きい農業をやりたいということで、なかなか○○○で土地が見つからず、いまは◇◇と■ ■ ■ ■、□□とあきる野という形でやっています。主にネギとサツマイモを作っています。ネギは今年で○町○反ぐらい、サツマイモは○反ぐらいです。以上です。

(議長) ありがとうございます。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(平野委員) 平野と申します。いつもお世話になっております。▲▲さん、私もよく存じてまして、結構かなりの量のネギを生産されていると仰りましたけど、販売方法とか、差し支えなければ販売先とか、いくつかあるんだったら、そのいくつかを、教えていただければなと思うんですけど、よろしくお願いいたします。

(▲▲氏) 販売先はスーパーや道の駅など、ほとんど小売りというか直接店頭に並べるような形でやっています。飲食店なんかもやっていますが、量は微々たるもので、ほとんどはスーパー、道の駅。意外と○町○反といっても、7月から5月までずっとネギを出し続けるので、月ごとに割るとそこまでの量でもなくて、特に夏ネギなんかはまだ出している方が結構少なかったりするので1店舗あたりの量が結構はけるので、今のところそんな感じで任せている感じです。

(平野委員) 分かりました。どうもありがとうございます。

(嶋崎委員) 嶋崎と申します。この前ちょっと現地を見させてもらったんですけども、何も無い方は若干草がある程度で、簡単にやれると思うんですけども、ブルーベリーがあった所はえらい所になっていると思うんですけども、現地は。これはやっぱり自分で全部やるんですか？

(▲▲氏) はい。自分でやっていきます。ちょうど先週から手をつけ始めた感じです。ちょっとずつ準備をしています。多分、今年は年内は厳しいんじゃないかというレベルですね。一応、今回10年との話でいただいているので、徐々に広げていくような形で考えております。

(嶋崎委員) 分かりました。頑張ってやっていってください。

(▲▲氏) ありがとうございます。

(議長) 他に質問ありますか。

(山崎健委員) 私も現地の近くでトウモロコシを作っているのですが、今後いろいろ会うかと思うので、よろしくお願いいたします。今も質問がありましたが、ブルーベリーがあった畑、先日2、3日前ぐらいですかね、南の方から少し、何か始まったんだなというのが見られましたが、あの棚は残して果樹などやるのでしょうか。それとも全部棚は撤去して？

(▲▲氏) 難しいところなんですけれど、そもそもはブルーベリーで行こうかなと思ったんですけれど、実際入って見たらもうブルーベリーはほぼ無い状態で、クワとか雑木がほとんど占めていて、上の蔦など取るのにも、ワイヤーに蔦が木のようになってしまっていて絡まっているので、外周の柱はともかく、そのほかはすべて一度撤去しないとイケない状態です。多分、地中もう全部根っこが、もう縦横無尽に張っているんで、どうなんですかね。ちょっと僕も初めてで、あのレベルは。本当に支障をきたすようだったら1回更地にしていいのなら、そうしていきたいなとは思ってます。

(山崎健委員) はい。分かりました。ありがとうございます。

(嶋崎委員) 見たところ、重機の相当良いのを持って行かないと。

(▲▲氏) 中古のコンボを買いました。

(議長) 去年か一昨年、東京の農業委員会の会長が◇◇に視察に行った時の畑の方ですよ？

(▲▲氏) そうです。体験農園をやってみました。

(議長) そのときに仰ってたのが、各地に散らばっているんで移動する時間がもったいないような感じのお話をしたと思うんですけれども、またここに来るとさらに時間がかかりますけれど、その辺のことは従業員さんの数でカバーする？

(▲▲氏) 数と、あと品目を絞ったりすることによって、なるべく行く回数を減らすというか、例えばうちはネギがほとんどなんですけれど、ネギだったら消毒するタイミングで、一気に消毒しちゃう。収穫なんかも、ネギだったら時期によっては2、3日分採れるので、そういう感じでごっそり持ってくるっていうことで、品目で散らばっていてもなんとかかなるようなものを選んでやっています。

(議長) そうですか。ぜひ頑張ってください。

(▲▲氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。よろしいですか。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

(▲▲氏) ありがとうございました。失礼します。

(▲▲氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか。番号1、2の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして第1号議案収受37について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案収受37、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受37 朗読)

(議長) 続きまして、収受37について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) 6月19日、山崎勇委員と事務局2名で現地調査をしてまいりました。8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の隣の〇〇という所に空き家がありまして、今回購入をされる方は、要するに、ここの空き家を購入することによって、3筆の農地がついてくるというような構図でございます。現地なんですけど、3筆で分かれておりますが、基本的には一体の状態になっておりまして、キウイだとか、ウメ、カキ、スモモなどの果樹が点在というか、東西それぞれ〇〇の自宅に近い方にキウイの棚、畑②の東側の端っこの方にウメ、カキ、スモモがありまして、畑③と畑①にまたがる真ん中あたりには、膝丈くらいの草がちょっと生えてるような状態の平地がありまして、ここは草を刈って耕耘すれば、何とか使えるかなというような感じです。畑②の東の端の方は、段々になってまして、石垣がきれいに積んであり、この下が川なんですけれども川に向かって段々になっている状態です。また、かつてニワトリ小屋だった建物も建っていてニワトリ小屋は壊す予定だということを伺っております。そんな状態なので、庭の延長みたいな感じなんですけれども、現状はそのような状態です。既存のキウイだとかウメだとかカキなどはきれいに剪定すればまだまだ収穫が見込めると思いますし、先ほども言いましたように畑③から畑②にまたがってるところあたりは、草を刈れば家庭菜園くらいやるには丁度よいぐらいの広さになるかなと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま担当の栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

ここの白い所は建物が建っている？

(事務局) ここの白い部分は、地目が墓地であったりとか宅地である部分で、ただ一体的に利用がされている・・・。

(議長) こういう農地を良いつて買うわけ？

(事務局) そうです。ここを一気に購入されます。

(栗原委員) 水場の建物とかあって、本当に一体の広いお庭のあるお家というイメージをしていただけたら。

(議長) 建物を買うということは、そこに住むということ？

(事務局) そうです。移住をされます。

(議長) もうすでに△△で□反くらい持っていますけれど？

(事務局) これは市内の□反歩です。

(山崎勇委員) もともと◇◇◇の人でしょう？

(栗原委員) もう一部草刈りだとか、雑木の伐採とか始めていました。

(議長) では管理が当然できそうな人ということですかね。

(栗原委員) ここに住めば、すぐ横なので家庭菜園をやるぐらいは広さ的に丁度良いぐらいかなというふうに思います。

(議長) 他に質問はありますか。

(嶋崎委員) この人は今まで田んぼしかしていなかった？畑は初めてですね？

(事務局長) 地目が田んぼだけで、現況は畑で使われていたみたいです。

(嶋崎委員) そうですか。

(田中委員) ●●の田んぼの方？

(事務局) そうです。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。ないようですので、収受 37 の農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第 2 号議案、番号 1 について事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 2 ページ目をご覧ください。第 2 号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和 8 年 6 月 25 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 2 号議案・番号 1 朗読)

(議長) 続きまして、番号 1 について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。6 月 19 日に長濱委員と事務局 2 名の 4 名で現地調査に行っていました。9 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは 3 棟のハウスも建ってまして、そこにはもうキュウリが 2 列と、サツマイモの苗を含めたものが 1 列作っており、外にはショウガとインゲンが 2、3 列ちゃんと植わっていて、ネットを掛けて収穫間際でした。畑②はもう空になっていますが、トマトとキュウリの苗木を作った形跡があり、問題なく使用されておりました。畑③は 3 棟の温室になっておりまして、2 棟の連棟の温室と、1 棟の単棟の温室と 3 棟になっておりまして、そこはトマトが全面に植栽されておりまして、現在も出荷中です。△さんは△△さんだけではなく、奥様と息子の□□君も一緒に営農しておりますので、問題ないと思われそうですが、よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、△△△さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号 2 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 2 ページ目をご覧ください。

(第 2 号議案・番号 2 朗読)

(議長) 続きまして、番号 2 について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。6 月 19 日に山崎健委員と事務局 2 名と現地調査に伺いました。地図は 10 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑①は樹齢が50年近いクリの木が生い茂っています。30本ほどありますけど、もう自然な状態の林です。栗林にはケヤキの木、あるいは草木など生い茂っていますが、そのような状態なので十分な管理が行われているという状態には思いませんが、現地調査の際は、申請者本人がチェーンソーを持ってきて、伐採しておりました。一昨日、別件で通りかかったんですけど、そのときも伐採を行っておりました。このようなことから、引き続き農業経営を行っていることができるかと思います。続きまして、畑②について報告したいと思います。道路側からオクラ、ピーマン、ナス、キュウリ、ミニトマト、バジル、ツルムラサキが東西方向に1柵ずつ作付けされていました。作付けされている部分はきれいに管理されておりますけれど、それ以外の場所はかなり草丈の高い雑草に覆われていましたが、畑の70パーセントから80パーセントくらいは作付けされている状況ですので引き続き農業経営を行っていることができるかと思います。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(嶋崎委員) 前回なんかあったよね？雑木がいっぱいで、なかなか切ってもらえず。

(事務局) その通りで、3年前の時は総会後に、今後こうしますっていう営農計画にご署名いただいて、3年ごとの証明をお出ししたっていう経緯があるようです。現状、それが全部叶っているかっていうと、叶っていない現状があるんですけども、本当は前にやっておいただきたかったんですけども、大分手は入れてらっしゃるかなっていうのは、畑①については感じられる所であります。ケヤキ等についてもキノコで使うですとか、引き続きお話されておりました。実際、ご自宅のほうで確認はしていないんですけども、そちらでキノコをやるっていうようなお話はお聞きはしました。

(嶋崎委員) 前回もそんな話しましたよね。ケヤキでキノコはできるの？と。

(事務局) インターネットで調べる限りは採れるのかな・・・と。たまたま6月に3週続けて通る機会がありましたが、だいぶ下草と越境部分については、手を入れていただいたかなというのがあります。

(議長) ここの畑はうちから本当のもう100メートル、200メートルの所でしょっちゅう通るんですけど、2週間ぐらい前からチェーンソーの音がして、そしたら切ってて、本人に声をかけてきたら、木がやっぱ先ほど50年ぐらいあると大き過ぎるんで、1本枝を切り落とすと、その枝の処分で半日かかると、ちょっと進まないなっていうのはあるんですけど。多分税務署から送られてきた書類によった、動機付だと思うんですけど、ここの所手が入っています。ギリギリのラインでこれ以上やるともうダメですよという最低ラインのギリギリの感じで。ここ2週間ほどはやっていますよね。

(大福委員) ここの東側の所がアパートの車が結構あって、そこに思いっきり木が飛び出していて、飛び出した部分については重点的に早めに対処していただいた方がいいんじゃないかなと。

(野崎委員) 昨日見に行ったら、草木が生い茂っている。それは太さが10センチから20センチくらいの木だったんで、それだけは全部チェーンソーで切られてました。

(事務局) 引き続き経過を見ていかないと。またすぐに納税猶予パトロールもありますので。

(議長) 今回は条件付で。

(平野委員) 相続税を猶予してもらっている訳だから、一般的に見て営農はされているような感じだと言われてましたが、一般的に見たら営農はされていないような農地なんじゃないですか。

(議長) 畑②の方は、前に自然農法なんだって聞きましたよ。作付けしていない訳ではない。

(平野委員) この程度で良いの？と思われてしまう。

(事務局) 栗は採ってらっしゃるようなことは・・・。

(野崎委員) 栗を収穫して、それを生業にしてやっていなければ、基本的にはいいと思うんだけど・・・。収穫を目的として植えて管理はされていないという感じはしますけれど。

(議長) 前はシイタケを見たことがあるんですけども。だからやってはいるのかな。できるだけ、納税猶予地は頑張って耕作していただきたいと。厳しく言うておいていただいて。本当に最低ラインですから。これ以上、下がると税務署に報告してしまいますと。ほかに質問等ありませんか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですが、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号3 朗読)

(議長) 続きまして、番号3について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。番号3について説明します。6月19日に武田委員と事務局2名と合計4名で現地調査に伺いました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

図面左より地番ごとに状況を説明いたします。まず田⑬につきましては、下草が刈られている状態でした。田⑮につきましては、ブルーベリーが栽培されておりました。田⑭につきましては、カボチャ、スイカ、トマト、ジャガイモ、サトイモが作付けされております。田⑬、田⑫については水田、田⑨についても水田、田⑪についても水田、田⑩についてはジャガイモ、ネギ、田⑧については、トウモロコシ、ネギ、田②、田①、田③、田④については水田、田⑦については、ニンジン、サツマイモ、ユズが植えられておりました。田⑥については、サトイモ、田⑤についてはサトイモとネギが栽培されておりました。現地でちょうど、申請者が耕作中で会うことができました。水田については田植えが済んだ状態で、他の畑の部分につきましても、きれいに耕耘、作付けがされているような状態で行いました。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号4 朗読)

(議長) 続きまして、番号4について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。6月19日に栗原委員と事務局2名と4名で現地調査を行っています。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況ですけれども、まず畑①と畑②ですが、こちらは約半分を使って苗作り用のハウスが2棟あります。現在は苗の方は無く、きれいに片付けられておりました。残りの半分にはヤツガシラ、キュウリ、スイカなどが作付けをされております。畑③はトマトとナスが作付けされておりました。畑⑥にはサツマイモが作付けをされております。畑⑤、畑④はキウイとカキの木が4、5本と、自宅用だと思われる夏野菜が作られておりました。ネギとかそういったものが作付けされておりました。左側の畑⑦については、3分の2程トウモロコシが作付けしておりました。あとの3分の1についてはきれいに耕耘をされておりました。申請人の〇〇さんは引き続き農業を行っていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号3 朗読)

(議長) 続きまして、番号3について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) 説明させていただきます。先日6月19日堀江職務代理、事務局2名と私で現地調査に行きました。地図のほうは9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの方、トウモロコシが作付けされており、まだ実っていないんですけれども、きれいに作られているところが見受けられました。特に問題はないと思いますけれども、ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号4 朗読)

(議長) 続きまして、番号4について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) 説明させていただきます。地図のほうは13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑には何も作付けされてなく、きれいに耕耘されておりました。また、畑の角には小さな物置があり、農具等が入っており、屋根に降った雨を樋でプランターに流し込むようになっておりました。また、1坪ほどの堆肥場が2か所設置されておりました。この畑はきれいに耕耘されておりますけれど、借受人の方がやったのではないかと思います。借受人の方については皆さんご承知だと思いますけど、この周辺に多くの畑を借りていて、特にサツマイモを中心に栽培されている方なので問題は無いかと思いますけど、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号5 朗読)

(議長) 続きまして、番号5について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) 説明させていただきます。先日6月19日に事務局2名、野崎委員と私の4人で現地に行きました。地図のほうは14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地はきれいに耕耘されていた跡でして、作付けをするのではないかという状況です。畑の端の方に若干小さい茶の木が数本植わってありました。〇〇さんですがご存じの方も多いと思いますが、イチゴを一生懸命やっている農家の方で、特に問題ないかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それではないようですので、番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。ないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和8年あきる野市農業委員会6月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、7月27日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後２時３９分